

「循環型社会形成推進基本計画の策定のための具体的な指針について（案）」の
パブリックコメントに寄せられた具体的意見の例について

はじめに

循環型社会の中で適正かつ公平に国、事業者、消費者等が費用負担できるシステムを是非とも構築願いたい。

循環型社会の形成は重要な課題であるが、一方で、法3条の“健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現を推進”も重要である。したがって、こうした基本理念を「はじめに」の中に示すべきと考える。

(1) 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針について
我が国が目指す循環型社会のイメージについて

これまでの豊かさを代償に環境破壊や他国の生活基盤をも破壊してきたことを認識し、現在の大量生産、大量販売をしなければ回っていかない経済構造、またそれを善としてきた価値観を変えていく必要がある。

持続可能な経済発展を求めながら、私たちの生活基盤である社会・経済システムに環境保全という「価値」を加えなければなりません。

決して、大量生産、大量廃棄、大量循環であってはなりません。そのことが読みとれず、大量循環のための計画のようなので、そうではないことを明確にしてほしいです。

資源の少ない日本が本当に独立国として自由な意見を世界に発信していくためにも、自給できる循環型社会を待たなしに進めていく必要がある。

仮に日本で拡大生産者責任を負わせ、3Rを強制しても、企業は生産を海外にシフトさせるだけで、将来廃棄物になる商品が大量輸入され、国内が空洞化するだけです。3Rすら海外シフトするでしょう。現に解体、リサイクル工場を海外に建設する企業が既にある事をご承知でしょうか。資源エネルギーの投入と廃棄物の排出削減を目指す循環型社会を実現するために、どの様にパラダイムを変え、新しい国際共通ルールを持ち込むべきかが議論されねばなりません。是非、中央環境審議会循環型社会計画部会でもこのことを議論して下さい。パラダイムを変えずに、今の国際ルールをそのままにして日本だけが拡大生産者責任や3Rを強制してみても、それは日本の国際競争力を失わせ、産業の空洞化を加速するだけです。

日本型のリサイクル社会の構築に向けた計画作成をお願いしたいと思います。日本は江戸時代というすばらしい自給自足社会（多分世界史上最高レベルの）を作り上げ、また日本人は自然と共存する知恵を伝統として受け継いでいると思います。日本型の新しいリサイクル社会の構築に関しては、私達の先祖が作り上げたすばらしい知恵を見なおして、長期的且つ世界的な視野に立った計画を作成して頂きたいと思います。

有害物質を使用せず、より環境負荷のない素材や設計、生産方法を採用する（クリーンプロダクション）などの入口対策や、焼却処理に依存しない廃棄物処理（脱焼却）が循環型社会の形成に不可欠であるという方針を強く打ち出すべきである。

持続的生存の条件である資源の見直しと、循環の仕組みを如何に創るか、「ごみゼロ」をあらゆる生産と社会の設計理念としていくことが必要だろう。

自然物質・人工物質を循環資源として扱う場合、特性に合わせた対応を考慮する。

バゼル条約違反のフィリピン事件を再発させないことや、原燃料などが国際市況によって大きな経済リスクを負うことを踏まえ、廃棄物ではなく循環資源化した原料や中古品の輸出について、国家レベルの収支を枠決めしつつ輸出入に係る質・量の管理・備蓄を行うなど、これに向けた姿勢が国策（関連制度等において循環を目的化）として示される計画であってほしい。

<p>「経済のグローバル化に伴う国際的な循環」とあるが、環境破壊を他国に拡大しないという日本の責任を言っているのだろうか。国間のCO2排出量取り引きや、廃棄物処理を他国に押し付けるような「抜け道」的な事は考えるべきでない。</p>
<p>循環型社会には資源を、地元で循環させる事が大切だと思います。</p>
<p>基本的な考えの中に、エネルギーの循環に関する考えが、全く抜け落ちており、廃棄物のみを対象とする循環型社会は成り立たないはずで、廃棄物を処理するにもエネルギーが必要であり、自然エネルギーを利用した循環型社会も必要です。</p>
<p>循環型社会は人間社会の物質フローのあり方も問題ではあるが、最終的には自然環境の物質循環フローとの調和が重要であり、ひいては人間活動の上限を考えなければならないが、その視点が抜けているように感じる。単に我慢しろという以上に人間社会がその無制限な欲望に制限をかけるのにどう産業構造であらねばならないか、国家全体のあり方についての示唆が必要なのではないか。（農業の位置付けを意識しなければならない）</p>
<p>循環型社会の手本は自然です。生態系であり、全ての命と物質、エネルギーのつながったこの地球です。ですから、この人間社会を自然に戻すことをはっきりと明示する必要があります。</p>
<p>循環型社会の概念は広義、長期的にとらえ、個別分野、短期にかたよらない内容とする。</p>

基本的な考え方や政策手法について

排出者責任	<p>「ゼロエミッション」に決して惑わされてはいけないことが重要である。排出物を構成する有機物、無機物で廃棄物にならないものはない。僅かに含む有価物の為他社に売却できれば自社の廃棄物を出ていないと言う考え方は循環型社会構築での排出者の責任逃れでしかなく、委託された零細企業の不適正処理を招く要因になる。</p>
	<p>排出事業者による自己処理が容易になるよう、法律の整備、処理施設の整備・充実を図るべきである。施設申請に係る行政許認可の簡素化も必要。</p>
	<p>地方自治体にばかり責任を負わせるのは問題があります。企業、市民も含めた当事者意識が必要です。</p>
	<p>建設工事において、行政、製造者、発注者、排出事業者の各責任の明確化。建設業としては、残材等の請負者に起因する廃棄物の処理責任は当然負うべきであるが、工事に伴い発生する全ての廃棄物に関して責任を負うべきか疑問である。解体廃棄物については、所有者（発注者）の責任で自己処理することを原則とすべきである。さらに、発注者、資機材の製造業者の共同責任も拡大生産者責任の観点から検討すべきではないか。</p>
	<p>発注者による処理計画の作成及び必要経費の計上。 発注段階で建設副産物（特に泥土）の処理方法が具体的に決定しておらず、受注後、その対応で工程の遅れ、処理費用のトラブルが発生する場合がある。公共工事においては、処理計画を特記仕様書等に明記するとともに、適正処理コストを工事価格に計上し、請負者に確実に実施させるシステムの構築が必要。一定規模以上の民間工事においても、第三者機関による同様のチェックシステムの制度化が必要である。</p>
拡大生産責任	<p>企業は、自社製品に責任を持ち回収義務がある。</p>
	<p>例えばペットボトルや缶の企業回収の責任。市が回収リサイクルの処理費用を持つのではなく、企業が持つようにする</p>

<p>酒販売小売店が扱うワンウェイびんは、容器包装リサイクル法が定める一般ごみではなく、廃棄物処理法で定められる業務用として産業廃棄物扱いであり、日々その処理と格闘しています。現在その処理は逆有償であり、本来その処理は、生産者責任です。もっと厳格な生産者責任を。</p>
<p>廃棄物の処理に伴う環境への負荷の減少について、責任を有する各層の責任分担割合が必ずしも公平ではない。製品製造者等が果たすべき、いわゆる「拡大生産者責任」の考え方を推進する。</p>
<p>企業責任を明確にして下さい。利益を得るために過剰包装をして、その後始末が税金だとはおかしいです。しっかりと企業の責任を取ってもらいたいです。</p>
<p>家電リサイクル法のように、すべての工業製品を生産者によって処理することを義務づける。ただし、現在のように処理する際に消費者が負担するのではなく、あらかじめ、生産者が全ての費用を負担する。</p>
<p>特に購入時に処理費用は含まれていることは大切なことだと思います。不法投棄は、捨てる時に処理費用を払うことがいやなので、増えていると思います。これは、早く改正していただきたいです。</p>
<p>電化製品の修理代を最初から製品の代金に盛り込む。直すより新しい製品を買ったほうが安いという現状はおかしいと思う、。</p>
<p>本質的に消費者は製品ではなく製品から提供されるサービスを購入していると言える。公害は主に製品の製造段階で生じ、廃棄物問題は製品の製造段階および消費後に生じるが、サービスの提供に付随する外部不経済であることに変わりはない。つまり、EPRはPPPの対象を廃棄物問題に拡大したものに過ぎず、EPRにおける責任はPPPにおける費用負担責任と同等であると言える。加えて、以上の議論を踏まえ、EPRを内包するPPPを表す用語として、『本質的汚染者負担の原則』（essential polluter pays principle: EPPP）を提案したい。</p>
<p>ヨーロッパにおける拡大生産者責任制度を参考に、「外部費用の内部化」を進めるべきである。そのうえで、当面の重点課題として、市町村では適正に処理ができない廃棄物、例えばバッテリー、電池、廃船舶、農薬など有害性、危険性を有する廃棄物は、生産者においてリサイクル費用も含め適正処理コストを「外部費用の内部化」として具体化し、その情報公開（ラベリング表示など）を通じ、消費者に明らかにする、これらについては第一義的に生産者が費用負担を含む責任を負うものとして制度化をすべきである。</p>
<p>資源の循環的利用を円滑に進めるためには、これに係る費用が市場経済にビルトインされること、すなわち、製造・販売に係る事業者が、廃棄物となった製品を回収し循環的な利用を促進する体制を構築するなどの方法により、製造から循環的な利用までに亘る全ての費用を製品の価格の一部として内部化することが重要である。</p>

	<p>建設業に関して拡大生産者責任（EPR）を取り入れる場合の問題点</p> <p>建設業は組み立て産業であり、資機材のEPRは資機材生産メーカーに関わることになるので、建設業においては包括的に受け入れるのではなく、限定的に考える必要がある。</p> <p>官公庁や大企業が計画する大型プロジェクトは、施工者側がある程度管理できる戸建住宅と違い、設計・調達権限が発注者側にあるので、この点においても限定的に考える必要がある。</p> <p>建設生産物は使用耐用年数が長期にわたり、現在さらに長寿命化（数十年から数百年のオーダー）が検討されるなか、一般の工業製品と同等に扱うのは無理であり、施工者の責任の長期化は時代環境の変化等を考慮すると適切ではないか。</p> <p>設計と生産の分化という観点からも、建築・土木とも生産物の仕様は設計段階でかなり影響を受ける場合が多く、生産者だけに全ての責任を負わせるのは問題である。</p> <p>問題点の解決策</p> <p>分別やリサイクルの困難な製品の使用を制限したり、リサイクルの容易な製品の開発を促進する法的システムの検討が不可欠。</p> <p>生産者の業界共同でリサイクル施設の設置を義務付けたり、それを支援する融資制度を設ける等のリサイクル促進施策が必要。</p> <p>建設物の償却期間内で瑕疵担保期間を経過したものについてはEPRを適用しない。</p> <p>廃棄物の最小限化や環境負荷の低減には多くの関係者の協力が必要であり、それぞれに役割・責任があるので、共有責任論の責任負担方式を採用する。</p>
<p>対策の優先順位</p>	<p>廃棄物として環境に排出してはいけない物をはっきり限定した上で、リデュース（減少）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）という順位で考えていかなければならない。循環型社会を概念化する際この4Rを取り込むことが必要である。</p> <p>ゴミを減らすために4Rを徹底してください。4Rのうちリフューズの観点が抜けれています。</p> <p>現行のリサイクルが応急処置と位置づけ、上位のリユース、リデュース、リフューズへの取組みを明確にする。</p> <p>スーパーの過剰包装やポリ袋を止める、減らす、ペットボトルを禁止し、リユース可能な統一された形態（メーカー共通）のガラス容器に転換する、など、具体的かつ有効な施策はたくさんあります。ぜひ、それらを示して下さい。リサイクルはそれらの施策を徹底的に行った上での、最後の手段です。</p> <p>廃棄物処理やリサイクルだけが議論されます。資源・エネルギーの投入と廃棄物の排出削減のために資源の投入を減らし、エネルギー効率を高めねばならないなら、その事を議論の中心に据えるべきです。使用済み製品の3Rではなく、商品そのものを使用された資源に占める再生資源の使用比率を高める議論をすべきです。商品の設計、製造、使用、再生の各過程での資源効率を、エネルギー効率を高める議論をすべきです。</p>
<p>リデュース</p>	<p>私は主婦なのでスーパーへ行き、食品、食物、日用品を購入しますが、半分ぐらいゴミといって過言ではありません。野菜を買ってもプラスチックのトレーにのり、ラップがしてあります。何でも袋に入れて中のものを食べたあとゴミとなります。</p> <p>ドイツやデンマークなどでは、使い捨て容器を出す店や自動販売機などに税金をかけたたり、公共の催しでは使用しないことが義務づけられている。また缶入り飲料が禁止されている。飲料の缶とリユースビンを比べた場合、原料採掘の現地の環境破壊から廃棄するまでの様々な点で、缶のほうが遙かに環境負荷が高い。ドイツの道路上には飲料の自動販売機はないし、遠出には水筒を用意すればよい。いずれはこのようになることが望まれますが、ここまでいなくなるとも、例えば様々な行事やイベントでの出店から出る使い捨て容器の使用をひかえ、催し物用食器洗浄車などでごみの減量や啓蒙に取り組む。</p>

	<p>スーパー、各商店で野菜、魚貝類の量り売りの実施。トレイ等容器に入れる必要もなくゴミの減量に役立つ。</p>
	<p>マイビン、マイトレイ、マイパックなど、個人が容器の管理洗浄をするシステムでの買い物方式も良いと思いますジュースも自分のビンに詰める牛乳も卵もです。</p>
	<p>企業は10年以内で壊れるような耐久消費財を作らないようにして欲しい。10年を過ぎても、修理ができるように部品を長く残すようにして欲しい。</p>
用	<p>再使用</p> <p>欧州のようにビン類の規格をある程度統一して種類を一桁ぐらいにしてほしい</p>
	<p>地球温暖化CO2排出量、大気汚染物質SOx・NOx、水資源消費量等々どれをとってもリターナブルびんの優位性は明らかです。環境負荷の少ない優れた容器が減少し、地球環境を蝕む容器が伸長の一途を辿っている現実を危惧する</p>
	<p>ペットボトルでも空き缶でも牛乳パックでも、とにかく、リサイクルよりリユースの方が消費者にも企業にもお得！という制度をつくって欲しいです。</p>
	<p>再使用できない容器（またはリターナブルびん以外の容器）に対して、製造段階・販売段階で賦課金を課す。徴収した課金は自治体回収費用の一部にする。</p>
	<p>ドイツやデンマークなどでは、ごみの分別場、中古家具や家電製品の交換センターの設置をするなど市民が自分で持ち込み、10種類に分別回収するなどして、できるだけごみを出さないようにしている。このようなことをすることで、環境への負荷の軽減、また市民の環境に対する意識改革にもつながると思われます。</p>
再生利用	<p>最終処分されるものは高く、リサイクルされるものは安価な価格構成にすべきである。行政、公共発注者、学会、建設業界、メーカー等各主体が各々の役割を認識し、連携を取りながら個々具体的な方策を講じることが肝要である。</p> <p>コスト低減のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バージン原料採取による資源枯渇や環境破壊を考慮し、バージン材への課税によりコスト的に再生品使用を促進させる（行政） ・廃棄物選別コスト低減のため、現場分別が容易な製品（複合材を少なくする）や、現場分別が容易となる材質の表示を行なう（メーカー） ・運搬コストの低減のため、分別品の回収システムの確立（建設会社） <p>品質確保のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理的な品質を定め、それに合った利用方法の開発およびその仕様の明確化（再生JIS、再生品利用の標準仕様書等（行政、学会、建設会社、メーカー）） ・再生品の品質証明の方法整備（再生JIS）、使用実績の確保（行政、公共工事の優先的使用） <p>再生品の評価および情報の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生品の評価システムの確立と仕様書への明記等（行政、公共発注者、学会、業界団体） ・再生品に関するデータベースの構築と情報開示（建設物価、積算資料への再生品の掲載） <p>需給ギャップの是正方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共発注者による先導的再生品使用（仕様書に明記） ・再生品使用に対する助成・融資・減免税措置 ・使用の義務づけ
	<p>古紙がだぶついているのはバージンパルプが安いからです。関税をかけて高くすれば古紙の市場は良くなると思います。その関税のお金は以前日本が輸入していた国の森林保護に使えばいいと思います。</p>
	<p>ごみになりやすいものの製造を全てリサイクル品ですすめて下さい。また、製造を減らして下さい。（ティッシュペーパー、紙おむつ、買物用ビニール袋、トレーなど）</p>
	<p>生ごみをもやさない。堆肥化に助成をつける。</p>

	<p>生ゴミの分別（ダイオキシンの発生抑制のために）</p>
	<p>循環資源の効率的な利用には、広域的な運用も有効である場合がある。よって、こうした循環資源の広域的な運用の促進策を計画に盛り込むよう、指針に追加願いたい。</p> <p>循環型社会形成には廃プラスチックのリサイクルは重要課題だと考えねばなりません。流れとしてコスト面や再生製品としての安全性等で高炉やセメントプラントでの熱回収が有望な手段と見なされています。しかし、環境に負荷の少ない、基本法で処理の「優先順位」も法定化された再生利用（マテリアルリサイクル）にもっと力を入れるべきだ考えます。</p> <p>3R政策のリサイクルにサーマルリサイクルは含むべきでないことを述べるべきである。サーマルリサイクルをリサイクルとして容認することによって廃棄物を最終的に焼却すればよいという考えを容認することになり、エネルギー源としてごみ焼却に依存することになりかねない。その場合、ごみの発生と焼却の削減はさらに困難となる。よって、サーマルリサイクルは、段階的に廃止していくことを約束すべきである。</p>
<p>経済的手法</p>	<p>企業責任の明確化、及び市民の意識改革について、デポジット制の導入が必要で、私たちが購入するときに包装資材の料金を払い、返すときにお金が戻ってくる、このようなシステムを作らないと、市民の意識も変わりませんし、現状の様々な問題も解決しません。</p> <p>家電製品、自動車などデポジット制を導入してください。</p> <p>今は税金でごみを回収し、さも無料でごみの回収・処理費用等を行っているように錯覚させる様になっているが、現状でも間接的に税金にてごみの処理を行っている。環境汚染等を一般市民に浸透理解させる時間は残っていない。本当にごみ処理に費用がかかっていることを一般市民に理解させることの目的も含め、ごみを有料化しない限り、一般市民は本当にごみを減量していくことができない。悲しいかなこれが現実である。</p> <p>企業の経済活動に対しては、経済的なインセンティブが効果的である。環境に優しいものや循環型社会を形成するようなものに対しては、税制的に優遇をすべきであり、逆に環境に優しくないものや循環型社会の形成を阻害するようなものに対しては、税制的に厳しく、課税すべきである。その課税されたお金は、環境の技術促進のための資金に充てられるようにするべきである。</p> <p>ごみの有料化問題は、本来、市町村の固有事務として「条例事項」とされており、自治体の実情にそって対応すべきものであって、国が一律的に言及すべきものではない。</p> <p>拡大生産者責任制度の導入と家庭ごみの有料化は、消費者に2重負担を強いることになる。家庭系廃棄物は対象が国民全般にわたり、有料制を引くことは量の測定、集金に莫大な経費がかかり効率的ではない。ただし、拡大生産者責任制度が整備されるまでの間は、現状において分別・リサイクルがほとんどされていない事業系一般廃棄物については、事業者に対し分別・リサイクルを促すため、その処理費用の全てを負担するようにすることは考えられる。</p>

<p>既存の社会システム、廃棄物処理体制、国民の廃棄物対策への意識、文化的背景などによってその効果が異なってくるため、導入の前提条件、関係主体の役割と責務の明確化、国民への啓発活動の在り方などを整理し、その仕組みを検討する必要がある。循環型社会の形成を図るためには、廃棄物処理法などによる規制的手法に加え、市場メカニズムを通じて事業者の生産様式を環境負荷の少ないものに誘導する経済的手法が有効である。しかし、建設業における経済的手法に関して、建築物のユーザーと排出者が別になるため、例えば、ユーザーの都合で建築物を解体する場合、ユーザーと建設業者のどちらを課税対象とするのかという問題がある。また、今後廃棄物の広域処理の傾向が一層強くなることを考えると、地域の事情を反映した都道府県単位の税制は、廃棄物の円滑な処理を阻むことにもなりかねないので、課税主体がどこであれ、国が標準税率や制限税率を示す必要があるのではないかと。さらに、廃棄物の排出時、中間処理時、最終処分時のどの段階で課税するのが最も効果的かということも考慮する必要がある。例えば、リサイクルされることが確実である場合に、排出時に税を課すことはリサイクルを阻害する恐れもある。</p> <p>特に経済的手法及び外国経済との調和について主体的に義務を果たし、来るべき循環型社会のあり方を明示することが求められる。</p>
<p>静脈産業等の育成</p> <p>循環型社会の形成に資する産業への財政的支援を含めた育成方策が必要。</p> <p>リサイクル等を経済的採算性をもって企業化できる静脈産業の育成・支援をはかること。</p> <p>廃棄物を廃棄するものとしてとらえてきた日本の社会では、静脈産業のインフラが確実に他の分野に比べて遅れている。環境省が焼却炉の建設、改修に毎年使用している補助金は静脈産業の育成に使用している補助金と比べて桁違いに多い。</p> <p>静脈系物流の整備 現在の物流システムは動脈系が主体で、これをそのまま利用するとコスト的に極めて非効率であり、リサイクル推進の障害となっている。この分散した「資源」を集積する静脈系の物流システムとインフラの整備が強く望まれる。</p> <p>静脈産業の育成 循環型社会形成には静脈産業の育成が必要であり、国が積極的に推進するプロジェクトが必要である。経済的インセンティブを設け、新しい社会での基幹産業として推進する。なお、「静脈産業」の呼称も例えば「循環形成産業」等イメージを変えても良いのではないかと。</p> <p>中間処理施設あるいは再資源化施設の整備 最終処分場と同様に、関係者の合意形成円滑化のための仕組み作りが必要。</p> <p>動脈産業と静脈産業に対する社会的位置づけの格差是正に配慮する。</p> <p>私達が目指すものは、リサイクルがビジネスになることです。ビジネスととらえることによって、真剣に研究開発、用途開発に取り組み、より良い製品をできるだけ安価でユーザーへ提供することを競うことができると考えています。リサイクル製品が購入され、使用目的にあって充分役に立ってくれることが願いです。国、自治体がかつて積極的に推進すべきことだと考えます。また、一般購入者に対してもリサイクル品を使用するメリットがなければ、大量には使用されず、リサイクル率は向上しないと思います。廃棄費用まで考慮すると何らかの助成があつてしかるべきです。</p> <p>循環型社会構築に向けて中間処理業、最終処分業は最重要業種であるにもかかわらず、当該企業が中小・零細企業であるため、あるいはいままでの不法行為で評価が低かった傾向がある。中間処理施設、最終処分場の迷惑施設からの脱皮が急務ではないだろうか。</p>
<p>情報の基盤整備</p> <p>企業の製品には生産および廃棄物の環境への環境付加/省エネなどを評価したランク付けし、価格は高くても環境に配慮した製品であることを消費者に表示して選択させるべきである・・・</p>

	<p>国民が自分で商品を選択できるよう必要な情報をできるだけごく普通の市民にも届くような形で発信していただけたらと思います。</p>
	<p>環境保全、不法投棄防止の立場から、産業廃棄物の情報の基盤整備を早急を実施すべきである。そのため現行のマニフェスト制度を、現行の紙と電子化の二本立てになっているものを電子化一本に整理し、リアルタイムで産業廃棄物の情報が一元的に施設周辺の住民も含めて把握できるようにすべきである。</p>
	<p>情報の内容が問題である。排出業者としては詳しい情報は無制限に公開できないし、処理業者にしてみれば内容がなければ利用もできない。</p>
	<p>建設行政、建設業界として不適格業者を排除できる検索システムの確立 処理委託契約の段階で、許可内容、処理能力、最終処分先等の書類審査は行なうが、心配のない処理業者か否かの判断は困難である（事業許可の信頼性が低い）。産廃業者の情報を排出事業者が自由に検索でき、不適正な処理をするような業者を確実に排除できるシステムが望まれる。</p>
適正処理	<p>排出業者が適正処理費用を採用することがポイントになる。コストダウンが不適正処理の原因になっていた。</p>
	<p>適正な処理レベル、処理コストの判断基準の明確化 適正処理のいう「適正」レベルについて、どこまでの活動を排出事業者に求めるのかが明確ではなく、また、措置命令の対象とされる適正な対価、すなわち、適正処理が困難となるような著しく低い料金がいくらなのか判断基準が不明確である。</p>
	<p>住民による監視体制、不法投棄・環境破壊行為は厳罰で処するシステムの構築が急務である。刑法での対応と刑罰の軽重のみを論ずる従来の刑法の考え方では「やり得」意識を助長させるのみである・・・罰金+実刑で決して得しないことを認識させることが重要である。</p>
	<p>「捨て得」をなくす施策がまず必要であり、簡単に行政介入できる法改正が必要である。取り締まりの強化、環境衛生指導員の権限強化、不法投棄監視連絡員制度の導入、直罰の導入など基本的事項への取組みが優先されるべきである。 悪質な実行犯についてはその公表を行政に要請し、これにより各企業に注意を喚起し、優良業者の選別に役立てる。</p>
	<p>長期的かつ公共の福祉に貢献できる循環型社会＝リサイクル社会を作るためには、今一度公共の関与を強化し、体制の整備がなされた後に徐々に民間への移行を行うべきであるとする。短兵急のうえに、現在の財政に目を奪われた解決策は、将来に禍根を残すものとする。産業廃棄物を一般廃棄物から分離して生じた過ちを繰り返すことなく、いったん公共の関与を強化することで新たな体制を作ることが必要と考えている。</p>
	<p>全国の施設は飽和状態、しかも処分場をめぐる住民とのトラブルが相次いでいることから、処理施設、処分場などの設置基準の見直し、実際に住民被害のでている所に対する措置を速やかに行う体制の確立を急ぐこと。</p>
	<p>現行マニフェスト制度があるが、運用面で落とし穴が多く、排出者が最後まで確認はできていない。</p>
	<p>ビニール製品等の家庭の庭先等での野焼きを法律で禁止すべきです。ダイオキシン発生のもとです。個人にそれらの情報が与えられていないので、現在も盛んに行われています。汚染された土壌では、農業もままならなくなります。</p>

関係個別法及び個別施策との総合的・有機的な連携の基本的な方向について

廃棄物処理法の基本的枠組の見直し（廃棄物定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分等）を行ない、資源循環に向けての枠組みを形成すべきである。例えば、建設リサイクル法等個別リサイクル法を廃棄物処理法と同列に置き、建設リサイクル法に規定されているものについては、廃棄物処理法の枠組みから外すといったことが必要であろう。個別法のみならず、条例までその精神が貫かれるよう配慮しないと、国民レベルまでの施策の実行が難しい。

産業廃棄物等の「定義」の改善

廃棄物は人の行為その他によって初めて発生する。そのため、関与する人々に共通の認識が図れない場合には、様々な解釈がなされ多くの不都合が生ずる。現在は法令等における定義の曖昧さと日常的意味の混同も重なり、多くの混乱が見られ共通認識を図ることは困難である。

循環型社会の実現には、廃棄物の定義の改善と、関連する「仕組み」の見直しが必要である。

廃棄物の定義には、「所有者」の視点を加味し、法律にて「所有者がどのような状態に置いたら廃棄物になるか」を定義し、具体的な品目は政令、規則で定めたほうが分かりやすい。

公衆衛生確保処理と産業活動による不要物処理は別個の視点で対処する。生活上の排出物であるゴミと、産業活動による不要物は同一視すべきではない。

売却できなくても価値のあるものは存在するので、価格のあるなしは有価性の証明にはならない。資源としての判断基準は「有効利用性」が適切ではないか。

一般廃棄物と産業廃棄物の区分から「素材、再利用性、処理方法」区分等への転換を図る。同一物品・資源が排出形態の違いで適用基準が異なるのは不自然である。また、処理処分や再利用、再生利用などの円滑な実施の障害になっている。

特別管理廃棄物（有害、危険廃棄物）に関する対応を見直す。現行の制度では遮断型処分場への搬入後の対処・措置に疑問が残る。また、排出前の無害化を強化し、廃棄時には通常の廃棄物化する検討の余地があると考えられる。

処理委託における各プロセス（運搬、中間処理、最終処分）の責任分界の確立を図る。PPP原則の義務は責任分界の範囲とする。許可及び許可取得業者の信頼性の確立が必要。

法運用における用語の使用と解釈にはその定義および付帯する権利・義務を明確にする。法でいう「事業者」と運用時に用いられる「排出事業者」の関係が不明確である。また、法でいう同等の立場を持つ主体には同等の権利・義務を明確にする。

リサイクル促進については「リサイクル指定廃棄物」等の区分を設け促進を図るべきである。

指針1ページ下から7行目について、例えば廃掃法等リサイクルを進める上で関係する上で関係する規制について、国際的にはリサイクル可能な基準にあるものが、国内でより厳しい基準によりリサイクルが阻害されることのないよう、環境への影響は十分検討した上で、リサイクルを推進する有効なシステムを構築願いたい。

国の役割として以下を追加願いたい。不法投棄者の未然防止に向けた、地方公共団体に対する積極的指導、いわば不法投棄者に対しての厳罰規制等の処置整備。リサイクル等の促進の観点からの各種規制緩和や法改正（例えば、廃棄物処理法の改正や租税に係る特別措置等の緩和事項の実施）特に環境省、経済産業省以外の他省庁も巻き込んだ活動をお願いしたい。

「容器包装リサイクル法」は、回収費用負担の不公平により事業者のワンウエイ化を促進する結果となり、自治体回収費用負担を増大させております。さらに「容リ法」のもとでは、容器包装廃棄物の再商品化手法として、ガラス容器の場合、3色に分けてカレット処理することで適法とされており、循環型社会形成推進基本法で示された優先順位と考え合わせたととき、上位理念法たる循環法と個別法たる容リ法との間の、国是に関する明らかな法律上の齟齬を指摘せざるを得ません。

循環資源の発生、循環的な利用及び処分等の目標量について

平成20年には廃棄物の最終処分量を半減するとしているが、都道府県が発表しているごみの排出量は現状からあまり大きく削減されていない、個々の廃棄物の年度ごとの削減量を明確にして、平成20年度には最終処分量を半減するための具体的な数字を早急に示すべきである。

循環法の理念に基づき、容器に一定の再利用率（リユース率）を設定する。排出者責任を問う場合にも、ごみにならない容器に対する選択肢を確保しておく必要もある。

廃棄物の中には、原材料の一部として既に一定量含まれ、製品の製造工程においては発生抑制が困難なものも存在する。事業者としては当該廃棄物を極力リユース・リサイクルを図ることに努めてはいるものの、市場としての兼ね合いもあり、特に、昨今の不況下においては想定通りにリサイクルが進まず、やむ無く最終処分せざるを得ない場合もある。したがって、行政側で数値目標を設定するに当たっては、業界毎に取扱っている対象物の使用実態やその特性等を把握・勘案した上で、状況に応じた適切な目標設定を行っていくようお願いしたい。

数値目標の設定に当たっては、基準値の概念または定義を明確にする。
具体的な目標数値は基本計画に盛り込まず、個別法の施行規則レベルで扱う。
基本的な目標（国の長期的方針対応）と個別の実務目標は区別する。
すでに各方面で数値目標が出ているので整合性をもたせる。
LCA評価が必要であれば、そこに誘導する施策（高耐久・長寿命建造物へのインセンティブ）が必要である。

実効性を確実なものとするためには、数値目標の設定が重要と考えられるが、その達成のために経済発展が抑制されるといったようなことのないように、目標設定にあたっては、十分な審議をお願いしたい。

（２）循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について 国が果たすべき役割について

循環型社会の実現のためには市民の声を反映させて行くことが不可欠である。そのためには市民から直接環境政策についての意見をとりいれるようなシステムが必要であり、市民環境会議などを設置していく。

法律の条項には細目や特定項目の記載は避け、基本的、方針的な内容で簡潔な表現とする。

施設の設置や維持管理については情報公開を徹底し、（国は）住民と一緒に公害防止協定等を結び維持管理を行っていく事が重要である。

地方公共団体との連携を視野に入れて、国の果たすべき役割を示すべきである。

事業者の役割は、自主的取り組みも尊重のうえ、決定していただきたい。

企業の努力も評価できるような配慮が必要である。

国が率先して実行しようとする行動について

環境教育・学習の振興

幼少の頃からの学校教育の中に、環境教育を入れ込む必要のあることを明記願いたい。

すべての人々が主体となってより良い環境づくりを進めるには、地域の問題や地球環境の現状を把握し、その課題や大切にすべき要素を認識すると共に、暮らしの中でどのような環境保全活動に取り組みばよいかを知ることが必要だと考えます。そこで子供たちをはじめすべての人に環境を見る目を養ってもらい、具体的な行動を促すため、様々な機会を通じて環境教育・学習が行われる場をつくる。

	<p>循環型社会の必要性を徹底して国民に知らせるために現実の地球の実態を大人から子供まで繰り返し生涯学習する必要がある。</p> <p>環境保全是環境教育からと言われるほど教育は重要である。学校教育で必須科目にすることも考えねばならない。</p> <p>このごみは、こういう品々にリサイクルすることができ、こういうルートで収集していきますので、皆様の協力が必要です。などと詳しく説明していくことによってリサイクルに関する意識を高めていくほか、分別に対しての納得をしてもらうことも可能である。何で分別しなければいけないのか？といった疑問符を取り除き排出者全てに責任の理解をしてもらい、その義務を全うしていくのが重要であり、循環型社会の形成にはその責任の努力は必須である。</p> <p>子どもたちが分別のルールを守ることがおとなを変えることにつながっているし、おとなの自覚が子ども達の変化にもつながります。ゴミの削減、分別収集の徹底に向けた老若男女を問わない教育の徹底が必要です。</p> <p>広告、人々の意識を高めるために何よりも事実を広め、現実を知らせる</p>
民間団体等の自発的な活動の促進	<p>市民側も廃棄物全般についての知識が必要になり、それらの知識を有する人も参加したNPO等を結成し活動する事が望まれる、国もこれらの活動を助ける施策を行い、国民の廃棄物に対する不信を和らげるように努力すべきである。</p> <p>環境問題に取り組む市民団体を支援してください</p> <p>企業が協力した場合、企業に付与する特典の設定</p>
人材の育成・活用	<p>高齢化社会を向かえ、再生利用、回収、処分など実務経験者がたくさん出てくる。そういった実務経験者を指導者に任ずれば、特に時間と費用をかけた人材の育成よりも効果は大である。</p>
情報基盤の構築と調査の実施	<p>環境負荷の少ない優れた容器が減少し、地球環境を蝕む容器が伸長の一途を辿っている現実を危惧すると同時に、「重たいリターナブルびんを物流するときの大きな環境負荷」といった、感情的な風評を打破するためにも、「客観的データ」の重要性を痛感します。</p>
科学技術の振興	<p>大学・研究機関・企業等での科学技術開発の推進のための施策を示すとあるが、廃棄物の現状以上のリデュース、リユース、リサイクルを進めるためには、革新的な技術開発が必要であると考えられる。そのための施策として、リサイクル等廃棄物処理技術研究に対する国の優先的な助成制度の創設が望まれる。</p> <p>環境に優しいものや循環型社会を形成するようなものに対しては、税制的に優遇をすべきであり、逆に環境に優しくないものや循環型社会の形成を阻害するようなものに対しては、税制的に厳しく、課税すべきである。その課税されたお金は、環境の技術促進のための資金に充てられるようにするべきである。</p> <p>ごみ焼却施設を建設すればするほど、循環型社会の形成に必要な研究・開発費等に補助金を投じることができず、循環型社会の形成は遅れることとなる。よって、新規焼却炉の建設、改修を即座に凍結することを明確に述べ、その分の補助金を3R（サーマルリサイクルを除く）と有害物質を含まずリサイクルしやすい製品設計の促進事業、研究に使用することを誓うべきである。</p> <p>飽食の日本。ごみの大部分は生ごみと包材である。生ごみは立派な有機資源。焼却して炭酸ガスと水蒸気にしてしまうにはもったいない。発酵させ、メタンガス等を得るべきである。そして、燃料、発電に使用する。そのために、小規模発酵施設の開発 生ごみの悪臭防止と輸送のための技術開発と衛生上の検討 メタンガスの安全対策 メタンガスの輸送手段の検討 等が必要であるが、ここに国の力を期待したい。尚、生ごみ堆肥は、農業の需要と施肥労力の点で課題があるのでバイオマス化と並行して考えるべきである。</p>

その他	製造設備や研究開発等については、さまざまな支援制度が整備されつつありますが、出来あがった製品には不十分です。グリーン購入法が施行されましたが、プラスチックリサイクル製品にはほんの僅かの項目しかなく、リサイクル率も曖昧なものです。
	環境に配慮した製品を促進すべく税制や政策強化を図る
	事業者が実施する循環型社会形成に貢献できる設備投資やシステム運営等に税制上の優遇措置を考慮願いたい。
	4 Rを推進し、それでも出てしまったごみは原則として燃やさないで処理する。これらの推進のために国は支援策、補助金の見直し、税制の優遇を行う。＜焼却炉補助要件100t/日の見直しを＞ 4 Rが進めばごみが減ることは必然。そうなれば、より広い地域からごみを集めねばならず、収集車の走行距離も増加。自治体は「ごみを求めて何千里」ということになりかねず、本末転倒。よって人口あたりで小規模な施設にこそ厚い補助を。結果として4 Rが加速する。100t/日は過疎地では無理がある。広域処理施設100t/日の補助要件は現実的ではないので見直しを。

(3) その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について

国民・NPO・NGOが果たすべき役割について

例えば「国民は、消費者、地域住民として、自らも排出者であることを自覚し、排出者責任の考え方を理解し行動するとともに…」と修正
私たちは分別してごみを捨てたり、何らかのリサイクルに協力などをして循環型社会に参加していると考えているのかもしれない。しかし、実際はそればかりではすまないのであり、物の購入時から責任はあるのである。
法律による規制、経済的なインセンティブの設定、そして何よりも一人一人の意識改革が必要です。これらを上手く組み合わせ、短期的には法規制や経済的なインセンティブで、長期的には個人の意識変革により環境と調和した持続可能な社会が実現することを強く願っています。
生活意識の改善を図る（使い捨て行動の見直し、耐久消費財意識の涵養）
国民にも改善すべき点がある。それは、ライフスタイルである。以前、環境庁から「エコライフ100万人宣言」が出されたが、この宣言はもともとは地球温暖化の原因である二酸化炭素削減のためのライフスタイル改善を訴えていた。しかし循環型社会形成にも通じるところが多いにあり、基本計画に盛り込むべきである。
NGOが市民活動の牽引車になるためには特定のイデオロギー組織体でないこと
NPO・NGOには環境を軸にして地域をつくるまちづくりを進め、地域における循環型社会を形成するためのコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されていると思う。
市民側も廃棄物全般についての知識が必要になり、それらの知識を有する人も参加したNPO等を結成し活動する事が望まれる、国もこれらの活動を助ける施策を行い、国民の廃棄物に対する不信を和らげるように努力すべきである。

事業者が果たすべき役割について

事業者が果たすべき役割について、消費者との情報ネットワークの構築や情報公開など自主的取り組みをより一層推進していくことが期待される。
循環型社会の形成を行うためには、法3条で示される「自主的かつ積極的に行われるようになることによって、」のとおり、まずは事業者を含む各主体の自主的取り組みを基本とすることが重要であると考えます。

自主的取組は計画に基づいて実施し、結果を公表するよう配慮する。
法の遵守は必要条件であって十分条件でないことを徹底する。
作る側にも責任がある。そのために生産者は設計・製造・販売・廃棄・のそれぞれの段階でリサイクル可能にするために必要な行動をとらなければならない。長期使用可能なものであったり、リサイクルしやすいものを作ることが要求される。何しろ環境に影響が及ぼされないようにしなければならない。
廃棄物の状態の詳細な公開により、不法処理、不法投棄の抑制にも繋がると考えられ、また、廃棄物の量や種類を地域ごとに明示することは廃棄物の量を減らすためのアドバイスもかけやすくなりごみの減量化にも繋がる。こういった情報の公開の仕方をとるべきか考えなければならないが、一定の期間を決めて事業者は市町村に報告するといった方法…、
連結決算のように、この分野でも、下請け企業などの活動も親会社と連結し、工場内リサイクル100%などということではなく、グループ全社ではどうだろうかという分かりやすさが必要かと思えます。また、分かりやすくするだけでなく、管理責任も同時に負うという、抜け道を与えない政策にしてもらいたいです。
大量生産方式と個別生産方式の共存を図る仕組みの構築
事業者の概念は、一般的には、生産者、流通事業者、販売事業者、を指していると思われるが、物品を利用し益を得ているサービス業者が多くあり、物品によっては、サービス業者も応分の役割分担を担うことを、今後考慮すべきである。

地方公共団体が果たすべき役割について

自治体の持つ、分別収集・運搬の役割はある部分は残ることを明記願いたい。地方公共団体の持つ一般廃棄物の収集運搬の機能は、今後も有効に生かすべきでもある。今後の循環型社会において、事業者がリサイクルや適正処理を実施する場合においても、例えば、指定引取場所までの収集運搬や分別収集等は、これまでの自治体のシステムを有効活用することが社会的にもコスト低減となり、排出者負担も少ない。
自治体に於いても「循環型社会形成推進計画」等統一された役割と責任が明記される必要がある(自治体により分別の程度が異なり、統一された役割と、その為の教宣・啓蒙が望まれる。)
こういった情報の公開の仕方をとるべきか考えなければならないが、一定の期間を決めて事業者は市町村に報告するといった方法、市町村は事業者や消費者に広告等を配り今期はこれだけの廃棄物の量がありましたと言った報告の方法によって解決を図ることができるであろう。また、情報を求められたときに状況によってはいかなる場合でも公表しなければならないことを規制したりすることにより確実な情報の公開がなされていくことが可能である。
特に、家庭ごみを対象に平成9年に一部施行された「容器包装リサイクル法」は、回収費用負担の不公平により事業者のワンウエイ化を促進する結果となり、自治体回収費用を増大させております。

関連施策との有機的連携の確保のための留意事項について

廃棄物を資源化して有価物に変えていく物質循環を社会のなかで実現することだから、行政の縦割りのなかだけでの施策ではうまく機能しない。…循環型社会では行政の壁を瞬時にうち破ることが求められる。
縦割り行政を是正し、廃棄物の発生から処分まで適正に処理できる法制化が必要。

基本計画の進行管理と実効性の確保について

実行する主体が異なることからその進行状況の総合的管理は不可欠である。
